

セーフティネット保証5号（ロ）－②〔原油高要件〕に係る提出書類等について （業況の悪化している業種（全国的）関係）

1 認定基準

(1) 対象者

指定業種に属する事業と非指定業種に属する事業を営んでいる方

(2) 認定要件

以下の全ての要件を満たすこと。

ア 指定業種の最近1箇月間の売上原価が、全体の売上原価の20%以上を占めていること。

イ 指定業種の最近1箇月間の原油等の平均仕入単価が、前年同月比で20%以上上昇していること。

ウ 最近1箇月間の売上原価のうち原油等の仕入額の割合が20%以上を占めていること。（指定業種、全体両方）

エ 最近3箇月間の売上高に占める原油等の仕入額の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入額の割合を上回っていること。（指定業種、全体両方）

2 認定申請に係る提出書類

(1) 申請者が法人の場合

1	5号（ロ）－②認定申請書	1部
2	5号（ロ）－②計算書	1部
3	履歴事項全部証明書等の、登記情報が確認できる資料（写し可） ※ 認定申請日から3箇月以内に発行されたもの ※ 京都市内に事業所があることが確認できない場合、許認可証や賃貸契約書等の写しが追加が必要です。	1部
4	営んでいる事業の業種が確認できる資料（直近の確定申告書、許認可書等）の写し	1部
5	最近3箇月間及び前年同期の試算表の写し	各1部
6	指定業種に係る売上高、原油等の仕入額、売上原価が分かる資料の写し ※ 上記5の試算表で確認できる場合は不要です。	各1部
7	最近1箇月間及び前年同期の原油等の仕入単価が確認できる資料の写し ※ 請求書や仕入伝票など、金額及び数量が記載され、1箇月間における平均仕入単価が確認できるもの	各1部

(2) 申請者が個人の場合

1	5号（ロ）－②認定申請書	1部
2	5号（ロ）－②計算書	1部
3	直近の確定申告書の写し ※ 京都市内に事業所があることや営んでいる事業の業種が確認できない場合、許認可証等の写しが追加が必要です。	1部
4	最近3箇月間及び前年同期の試算表の写し ※ 試算表の写しが提出できない場合、売上高と売上原価が確認できる資料（売上台帳、仕入台帳等）の写しが必要です。	各1部
5	指定業種に係る売上高、原油等の仕入額、売上原価が分かる資料の写し ※ 上記4の試算表等で確認できる場合は不要です。	各1部
6	最近1箇月間及び前年同期の原油等の仕入単価が確認できる資料の写し ※ 請求書や仕入伝票など、金額及び数量が記載され、1箇月間における平均仕入単価が確認できるもの	各1部

3 留意事項

- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がありますので、金融機関等との事前事後の御相談は十分に行ってください。
- ・ 本認定書を用いて信用保証協会への申込みができる期間は、発行日から起算して30日間です。